

新内竜一郎議員

〔1〕新型コロナウイルス感染症の対応策について

（1）本市のワクチン接種状況と今後の細部計画についてですが、去る6月議会で質問した所ですが、その後、最近の接種実績と今後の日程計画についてお伺いします。また、接種完了予定は11月中ですが、計画通りか、又問題点はどうか、お伺いします。

（2）医療機関の現状と対応策について

兵庫県伊丹健康福祉事務所管内での入院率、重症病床使用率、自宅待機者数10万人当りの新規感染者数、病床確保数等の項目別の折れ線グラフでの開示と今後の問題点と対応策についてお伺いします。

（3）長期に及ぶ市民生活と産業界の現状をお伺いすると共に、困窮している方々、又企業への支援、対応策をお伺いし、特に本市独自の対応策について具体的にお伺いします。

（4）新型コロナウイルスの殺菌対策についてですが、現在、治療薬が無い為、市民生活は大変な状況になり、感染防止対策として①不要不急の外出や移動を自粛、②毎日の検温、マスクの着用、③3密（密閉・密集・密接）を避け、飛沫感染と接触感染を防止している所ですが、ここでよく考えると、新型変異コロナウイルスの殺菌装置が開発されればと思います。現在、市・県・国がどの様に対応しようとしているか、又、大学、研究機関、企業等が一体となって殺菌研究開発されているのか、市の対応策についてお伺いします。

（5）市は庁内、自治会、市民団体等へのテレワーク、リモート会議の推進を掲げていますが、あまり進んでいないが、その理由と今後の対応策をお伺いします。

新型コロナワクチン接種推進班長大橋吉英

私からは、「新型コロナウイルス感染症の対応策」についてのご質問の内、「本市のワクチン接種状況と今後の細部計画」についてお答えいたします。

まず、「最近の接種実績と今後の日程計画」についてですが、65歳以上の高齢者につきましては、国より2回目接種の終了時期を7月末に前倒しすべく計画の策定が求められました。本市におきましても、接種を希望される高齢者につきましては、7月末までには2回の接種が完了できるよう接種計画を策定し、接種を進めてまいりました。

その結果、高齢者に対する7月末での2回目の接種実績は約83%となったことから、接種を希望される高齢者への接種は概ね完了できたものと考えております。

また、直近の接種実績についてですが、9月12日時点のワクチン接種状況は、高齢者への2回目

接種率は88.3%、市民全体での2回目接種率は54.0%となっております。

今後の日程計画につきましては、「広報伊丹」や「市ホームページ」でも市民の皆さまへお知らせしているとおり、7月21日には接種対象である、12歳以上の全ての方への接種券の発送を完了し、現在は集団接種会場2箇所と個別医療機関で接種を行っているところです。

次に「接種完了予定は11月中だが、計画通りか、また問題点はどうか」についてですが、接種を希望される方の接種が完了する時期につきましては、当初の計画通り、11月末までの見込みとなっております。計画通り進捗しているものと認識しております。

しかし、現状では特に30歳代以下の方の接種率が低いことから、接種率向上に向けた取り組みが喫緊の課題と考えており、特に感染拡大が顕著な若年層から順次、接種勧奨の案内ハガキを送付し、ワクチン接種に伴う副反応などのデメリットや有効性などのメリットをお知らせし、より正確な情報を適切に判断いただき、ワクチン接種の積極的な検討をお願いしているところです。

加えて、現在、接種を行っている集団接種会場では、特にニーズが高い、土曜日・日曜日の予約枠数を増加させるなどの取り組みを併せて行うことにより、若年層の方が接種しやすい環境の整備も行ってまいります。

今後とも円滑なワクチン接種に向け、引き続き市民の皆さまへ迅速かつ正確な情報提供に努めるとともに、若年層の接種率向上に向けて、必要な体制整備を進めてまいりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

健康福祉部長大橋吉英

私からは、「新型コロナウイルス感染症の対応策について」のご質問のうち、「医療機関の現状と対策について」及び「新型コロナウイルスの殺菌対策について」のご質問にお答えいたします。

まず「医療機関の現状と対策について」のご質問のうち、「兵庫県伊丹健康福祉事務所管内での入院率、重症病床使用率、自宅待機者数10万人当りの新規感染者数、病床確保等の項目別の折れ線グラフの開示について」ですが、昨年1月にわが国において新型コロナウイルス感染症患者が確認され、3月に兵庫県において1人目の感染が確認されて以来、今日に至るまで、兵庫県においては、風評被害の問題や直接患者等が医療機関に押しかけて混乱することなどを避けるため、県内の新型コロナウイルス感染者の入院受け入れ病院名を始め、その病床数、入院患者数等につきましては、非公表となっております。

したがいまして、本市といたしまして、兵庫県伊丹健康福祉事務所管内での入院率、重症病床使用率、自宅待機者数10万人当りの新規感染者数、病床確保等に関する情報を把握することができない

ことから、折れ線グラフ等の作図による当該データの経時的変化を分析することが困難な状況となっております。

なお、県内での新型コロナウイルス感染症発生以来、本市としましては、兵庫県に対し、公表可能な発生状況のより詳細な情報の提供を求めているところです。

今後も引き続き、国・県が公表する発生状況等の情報を注視しながら、兵庫県と連携し、感染防止に取り組んで参りたいと考えております。

次に、「今後の問題点と対応策について」ですが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行の第5波におきましては、兵庫県は、本年8月18日に「新型コロナ第5波への対応」対策パッケージを発出し、医療提供体制等を強化し、さらに、9月9日に改定された兵庫県対処方針においても医療提供体制の強化が図られたところです。しかし、今後、再び感染者数が急増した際には、第5波同様、多くの方が自宅療養を強いられる状況となることが推測されることから、その対応が問題点として考えられます。

現在、本市では、伊丹健康福祉事務所からの依頼に基づき、自宅療養者の内で早急にパルスオキシメーターが必要な方に対し、市健康政策課職員がご自宅に配達するなど、兵庫県の取組に協力しているところです。

今後も引き続き、県と連携し、感染防止対策や感染者の対応に努めて参りたいと考えております。

次に「新型コロナウイルスの殺菌対策について」のご質問のうち、まず、「新型変異コロナウイルスの殺菌装置の開発について市・県・国がどのように対応しようとしているのか」についてですが、新型コロナウイルスへの感染は、口や鼻、眼の粘膜に、ウイルスを含む飛沫が直接、または、ウイルスが付着した手指で触れることで感染することから、新型コロナウイルス感染症予防の基本的な感染対策としては、人との距離の確保、会話時のマスク着用、手指に付着したウイルスの洗浄、身の回りの物の消毒、換気等により、直接目や鼻等の粘膜に暴露するウイルス及び手指に付着するウイルスを減らすことが重要とされております。

さらに、これらの感染対策に、議員ご提案の殺菌装置の活用を組み合わせることができれば、基本的な感染対策の効果を効率的に補完することができると推測されます。しかし、現状において、ある一定の空間に存在する新型コロナウイルスを完全に殺菌することができる装置は市場に出ていないものと認識しております。

このような装置の開発につきましては、主に大学や民間企業において進められているものと推測されますが、製品化に向けた技術開発の進捗状況等については、各企業等の利益追求等に関わることであり、非公表とされるのが一般的です。

したがいまして、このような状況から、市として、民間企業等における新型変異コロナウイルスの殺菌装置の開発に対応することなどは難しいものと考えております。また、国・県においても、議員がご提案されている装置の開発への対応については、特に伺ってはいないところです。

次に「大学、研究機関、企業等一体となって殺菌研究開発されているのか、市の対応策について」ですが、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、感染予防策として環境中のウイルスの不活性化技術や除去技術が注目されており、国内におきましても、これらの技術に関する様々な研究開発が、大学、研究機関、企業等の協力の下、進められていることが考えられます。例えば、環境中に存在する新型コロナウイルスに対して、ある特殊なナノサイズの微粒子を含む水が有する不活化機能の分析研究においては、大手電器メーカー及び大学、国立感染症研究所が連携し、一定の効果の立証に成功しているところです。

一方で、環境中のウイルスの不活性化・除去技術の実用化に際しましては、例えば、新型コロナウイルスは主に飛沫を介して感染することから、空気中に浮遊するエアロゾルを回収し殺菌しても、壁や物等の表面に付着したウイルスまでは回収できず、効果としては不十分と考えられ、多くの課題の克服が必要となります。

また、ウイルスに対する有効成分を環境中に拡散し不活化を図る場合は、当該成分の人体への影響が懸念され、世界保健機関（WHO）及び厚生労働省においても、室内空間や人のいる場所で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の（空間）噴霧や燻蒸をすることは、眼、皮膚への付着や吸入による健康への影響のおそれがあることから推奨されておりません。

以上により、本市の対応といたしましては、引き続き、国・県との連携の下、手洗い、マスク着用、アルコール製剤等による手指及び物品表面の消毒、換気等の基本的な感染対策を徹底するとともに、今後、国等の基準を満たし人体への安全性が担保された感染予防装置等が開発され、市販された場合には、その有効性等を鑑みて、活用等を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

都市活力部長西本秀吉

私からは、「長期に及ぶ市民生活と産業界の現状と対応策について」のご質問にお答えいたします。

初めに、「市民生活の現状と対応策について」でございますが、まず、厚生労働省が発表しております「一般職業紹介状況」によりますと、全国の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症の影響が出る直前である令和2年1月には1.49倍でありました。感染拡大後は急激に低下し、1.0倍から1.1倍の間で推移しておりましたが、令和3年6月では1.13倍、7月では1.15倍とな

っており、わずかではありますが上向きの兆候が出始めているものと捉えております。

また、市民の労働環境の状況を把握するため、本市ではハローワーク伊丹との意見交換を定期的に行っているところでございますが、ハローワーク伊丹管内における有効求人倍率は全国と比べましても低く、新型コロナウイルス感染症の影響が出る直前である令和2年1月には1.19倍でありましたが、感染拡大後は0.6倍から0.8倍の間で推移し、直近の令和3年7月では0.62倍となっており、本市においては長期にわたり低い求人状況が続いているところであります。

本市における有効求人倍率の低下の背景についてハローワーク伊丹によりますと、従前と同様に、企業が専門性を兼ね備えた即戦力となる人材の斡旋を希望し、一般求人を取り下げているとのことであり、有効求人倍率に大きな変動がない状況が続いているとのことでございます。

一方で、求職者の離職理由としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により離職を余儀なくされた件数は減少傾向にあり、新たな社会経済環境への適応を目指して、積極的に新たな職への転換を図る方が増加傾向にあるとの認識でございました。

本市といたしましては、兵庫労働局との連携協定も踏まえ、引き続きハローワーク伊丹における就労支援に関する情報を広く発信し、多くの市民の方の雇用の維持や就労に繋がるよう協力するとともに、本市が実施しております就勝塾や合同面接会を活用して、労働環境の改善に取り組んでまいります。

次に、「産業界の現状と対応策について」でございますが、まず、本年8月に、民間の研究機関が全国2万4,458社を対象として実施した新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査によりますと、73.7%の企業が自社の業績へ「マイナスの影響がある」と答えており、業種別では「繊維・繊維製品・服飾品卸売」が92%、「旅館・ホテル」が91.1%、「医薬品・日用雑貨品小売」が90.9%、「飲食店」が90.2%と4業種で9割を超えるマイナス回答となっており、本年5月に発表されました同調査の結果から大きな変化はないものと捉えております。

一方で、2021年1月から6月の、全国の負債1千万円以上の企業倒産は前年同期比21.8%減の3,083件と半期ベースで2000年以降の過去最少を記録したほか、休廃業・解散した企業も前年同期比4.6%減の2万8,400件となり、コロナ禍における国や自治体による各種給付金や資金繰り支援策が奏功し、事業者の事業継続に繋がっているものと認識しております。しかし、休廃業・解散した企業の内訳としましては、飲食店は前年同期と同じく減少しているものの、「ホテル・旅館」などの観光関連産業の件数は大きく増加しており、事業継続に繋げる適切な支援策を講じる必要性があるものと認識しております。

また、市内事業者の経営状況につきましては、直近3カ月における本市のセーフティネット認定申

請の状況を分析しましたところ、69件の申請のうち、売上高の減少幅が20%以上30%未満である事業者が最も多く24.6%、次いで減少幅が10%未満である事業者が20.3%、減少幅が10%以上20%未満である事業者が14.5%と続いており、売上高の減少率が50%未満である事業者が全体の82.6%を占めております。これを、前年の同期間における610件の認定申請の状況と比較いたしますと、申請件数が大幅に減少するとともに、売上高の減少幅の分布につきましても、減少割合が低い事業者の割合が高まってきております。

その他にも、本市が実施しております融資制度の実行状況につきましても、昨年度に県の無利子・無担保融資が本格化した以降の実行件数が4件であったのに対し、今年度の融資実行件数は23件と大幅に増加しており、その内訳も事業者の売上減少を要件としない事業資金の活用が多数を占めている状況でございます。

これらの状況を総合的に判断いたしますと、市内事業者の経営環境は依然として予断を許さない状況に置かれているものの、様々な経営努力等により、持ちこたえている状況であるものと認識しております。

ただし、目下のところ兵庫県に対しましては緊急事態措置の発令が継続されており、飲食店の営業自粛や外出自粛等の影響を受けている事業者も多数存在しているものと考えております。このような事業者のうち、売上高が50%以上減少している者につきましては、国から月次支援金を受給することが可能となりますが、支給対象となっていない事業者や、そこまでの売上高の減少はないものの、厳しい経営状況である事業者も多数存在しているものと考えております。

このため本市では独自の施策として、外出自粛等の影響により多大な影響を受けている観光関連事業者である市内の宿泊事業者、酒造事業者、タクシー事業者、貸し切りバス事業者に対し、その事業規模等に応じて支給する「観光関連事業者支援金」や、飲食店対象の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金や月次支援金の支給対象外となっている事業者のうち、売上高が前年又は前々年度の同月比で20%以上減少している個人事業主又は小規模事業者に対し、1事業者あたり10万円を支給する「小規模企業者等支援金」のほか、市内店舗において物品等の購入やサービスの利用の際にキャッシュレス決済を選択した場合、購入金額に応じて一定の割合で決済事業者が付与するポイントを市独自に上乗せして還元する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」の実施に向け、この度、補正予算案を提出させていただいたところでございます。

また、事業者向けの支援策につきましては、国の「事業再構築補助金」や県の中小企業融資制度等に関する情報を、個人向け支援等と合わせて「各種支援制度・相談窓口のご案内」として集約し、市ホームページ上に掲載してございます。

今後も、コロナ禍における市民生活や産業界の状況を見極め、必要な支援を適宜適切に実施し、市内産業の活性化に繋げてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

福祉事務所長松尾勝浩

私から、新型コロナウイルス感染症の対応策についての質問の内、市民生活の現状と、生活困窮者への支援及び対応策についてお答えいたします。

まず市民生活の現状について、でございますが、伊丹市くらし・相談サポートセンターの新規相談件数をみてみますと、令和元年度は1か月平均約44件でしたが、緊急事態宣言が発令された令和2年4月は159件と急増し、5月には226件と過去最高となりました。6月には116件とやや減少し、7月以降は約60件程度で推移しました。伊丹市社会福祉協議会への生活福祉資金コロナ特例貸付の相談件数につきましても、4月から7月にピークを迎え、8月以降は減少に転じており、以降は緊急事態宣言発令時においても、再び急増するというような状況は見られません。くらし・相談サポートセンターの今年度の新規相談件数は月50件程度となっており減少するような兆候も今のところ見られないことから、感染拡大の影響が長期化しているものと認識しております。

次に、困窮者への支援、対応策についてでございますが、まず新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、一時的に収入を喪失または減少となった方を対象とする生活福祉資金コロナ特例貸付が、当初は令和3年3月末を以って新規の申請受付を終了する予定であったところ、影響が長期化していることを受け、今年11月末まで申請の期限が延長されております。

本市における本年4月以降の貸付利用者数は、1ヶ月程度の短期的な収入減少に対応する緊急小口資金が約300人、最大6カ月程度の長期的な収入減少に対応する総合支援資金が約270人、合わせて延べ約570人が利用されており、貸付金額は、およそ3億3768万円となっております。

また、離職や収入の減少で家賃の支払いが困難になった方に対して、家賃相当額を最大9ヶ月支給する住居確保給付金におきましても、支給が終了した方について、令和3年3月末までに申請があれば、3ヶ月の再支給が可能とされ、その後受付期間が11月末まで延期されました。延期によって、4月以降12名の方が再支給を受け、この内2名は支給期間中に新たな職に就かれました。その他の方も、求職活動をしたり、個人事業主の方は各種支援金で収入を確保するなど、生活の維持と再建に向け取り組まれておられます。

更に、本年5月を以って、最長9ヶ月間の生活福祉資金の貸付期間満了を迎える方が出てくることを受け、貸付期間満了者を対象にした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度が新たに設けられました。これは、貸付を利用し終えた生活困窮者の方が求職活動を行う場合等に月額として

単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円を、最大3カ月まで支給するものでございます。

本市においては7月1日から申請の受付を開始し、早い方で7月末から支給しております。8月30日時点で69名の方が受給中で、その内4名の方が新たに就職を果たされました。

本市独自の支援といたしましては、同じくコロナ特例貸付期間が終了した方の内、ひとり親世帯を含む子育て世帯への支援を強化するべく、8月より「つながりの場づくり緊急支援事業」を開始いたしました。この事業は、就職できないまま貸付が終了するなど、生活に困窮する子育て世帯に対し、緊急支援として食料品や日用品を提供するとともに、支援を必要とする世帯を生活困窮者自立相談支援事業等へつないで生活再建を促進する他、社会から孤立傾向にある世帯には地域のこども食堂に関する情報を提供するなど、子育て世帯がコロナ禍において経済的に、または社会的に追い詰められることのないよう支援するものでございます。8月30日時点において、7の方が利用され、支援を受けておられます。

また本事業における相談受付及び食品等の提供は民間の就労支援事業所に委託しておりますが、受託事業所において、就労支援中の元ひきこもり生活者の方などが給与の支給を受けて食材の調達や仕分け作業に従事しており、就労復帰に向けた支援の場にもなっております。社会復帰を目指す方に、支援する立場の仕事に携わってもらうことで、人のためになる、役に立っているという自尊心の回復にも繋がるのではないかと期待しております。

今後も国や県などの支援制度の動向を注視しながら、生活困窮者に対して実効性のある支援の実施に努めて参ります。

総務部長森脇義和

私から、庁内のテレワーク、リモート会議の推進に関するご質問にお答えいたします。

本市ではSmart Itami宣言のもと、職員の多様な働き方を実現する手段として、テレワーク、リモート会議の導入を検討してまいりましたが、新型コロナウイルス感染の拡大以降、感染症対策の一環として、臨時交付金を活用しながら、これらの導入にスピード感をもって取り組んでまいりました。

テレワークについては、妊婦や基礎疾患のある方、公共交通機関の利用者等、感染リスクの高い職員を優先に、庁舎外から業務用パソコンを遠隔操作する方式により実施しております。

なお、現時点では実施に関して目標値を掲げているものではありませんが、公用スマホの導入や文書の電子化等、テレワーク環境の課題に対応してきた結果、現在保有しているテレワーク用ソフトの

ライセンス200台分については、常時190台程度を貸し出している状況となっております。

また、リモート会議については、テレワークを行っている職員の利用のほか、他自治体や事業者といった関係者との会議、また庁内外の研修等に参加する場合に、オンライン会議用ソフトを活用しております。

現在のところ、本市主催で常時40件のオンライン会議の実施が可能となっており、今年度8月の利用実績として215回、約240時間のオンライン会議を実施しております。勤務日あたりに換算すると10回程度の会議を実施していることとなり、それらに参加する職員の業務効率化および感染症対策に大きな効果を上げているものと考えております。

加えて、本市主催だけでなく、外部関係者が主催する会議にも随時参加しているほか、オンライン講演会や相談会等、市民向けのオンラインサービスに関する取組も進めております。

このように、テレワーク、リモート会議ともに、自治体として先進的に取り組んでいるものと考えておりますが、今後ともSmart Itami、また自治体DXを推進していくために、有利な財源等を積極的に活用しながら、関係部局と連携・協力し、テレワーク、リモート会議の環境充実、およびそれらを利用する職員の意識啓発に努めてまいります。

市民自治部長下笠正樹

私からは、「新型コロナウイルス感染症の対応策」のうち、「自治会、市民団体等へのテレワーク、リモート会議の推進策」についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、各自治会の活動にも大きな影響を与え、夏まつり等のイベントが中止せざるを得ない状況になったほか、地域の拠点施設が一定期間閉鎖したことにより、定例的な会議の場を設けることさえ困難な状態が発生しました。

そのような中、地域コミュニティの現場においても、デジタル技術を活用した事例が出てきてはおりますが、一部の自治会に留まっているのが現状でございます。

議員ご案内の、自治会や市民団体等においてリモート会議があまり進んでいない理由につきましては、デジタル技術を活用できる方とできない方との間に生まれる格差、いわゆるデジタルディバイドが、その理由の一つであると考えております。

今後の対応策といたしましては、自治会や市民活動団体の関係者に、市民まちづくりプラザで実施するZoomやLINE等に関する講座等をご活用いただけるよう、情報提供を行って参ります。

また、身近なデジタル機器であるスマートフォンを活用していただけるよう、スマートフォン活用講座等を開催することにより、必要に応じてリモート会議等も開催できるよう、段階を追ってスキル

アップの支援を行って参りたいと考えております。

併せまして、各小学校区を担当しているコミュニティ推進員により、自治会役員の方々に対して、パソコンやメール、スマートフォンの使い方等について、ご要望に応じたきめ細やかなサポートを行うことによって、デジタル化の支援をさせていただきます。

地域におけるデジタル化を推進する際のデジタル機器の整備に関しましては、地域総括交付金の活用について、適宜情報提供を行って参りたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。